



# 長野県報

12月1日(月)  
令和7年  
(2025年)  
第664号

## 目次

### 規則

職員の任用に関する規則及び長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…………… 1

### 告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定（水大気環境課）…………… 2  
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）…………… 2  
道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）…………… 3  
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）…………… 6  
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 7  
平成18年長野県公安委員会告示第8号（警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務）の一部  
改正（生活安全企画課）…………… 8  
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）…………… 9

### 公告

特定調達契約に係る落札者の決定（10件）（道路管理課）…………… 9  
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 13  
特定調達契約に係る落札者の決定（情報管理課）…………… 14

## 規則

職員の任用に関する規則及び長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月1日

長野県人事委員会委員長 青木悟

### 長野県人事委員会規則第19号

職員の任用に関する規則及び長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第1条 職員の任用に関する規則（昭和34年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（委任した試験に関する協議等）」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

警察本部長は、人事委員会から委任を受けた採用のための試験を実施しようとするときは、当該採用のための試験の実施計画及び合否の判定基準について、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

第23条の2（見出しを含む。）中「昇任候補者名簿」を「名簿」に改める。

（長野県人事委員会事務処理規則の一部改正）

第2条 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次長補佐」を「職員」に改める。

別表第1の1の(2)のア中「(1)」を「(1)のイからエまで」に改め、同(2)のエを同(2)のオとし、同(2)のウを同(2)のエとし、同(2)のイを同(2)のウとし、同(2)のアの次に次のように加える。

イ 警察本部長が任命する職員の職への採用試験を実施すること及びこれに伴う採用候補者名簿に関すること。

別表第2の5の(2)中「サまで」を「コまで」に改め、同(2)のコを削り、同(2)のサを同(2)のコとする。

### 附則

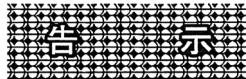
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に人事委員会で決定した採用試験を実施すること及びこれに伴う採用候補者名簿に関することについては、第2条の規定による改正後の長野県人事委員会事務処理規則別表第1の1の(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人事委員会事務局



### 長野県告示第497号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定します。

令和7年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（要措置区域）  
上田市踏入二丁目571番4の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により指示した措置  
基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと（盛土）

水大気環境課

### 長野県告示第498号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和7年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）  
上田市踏入二丁目571番3、571番4、572番2、572番4、576番1の一部、576番4、576番6及び576番7
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物  
六価クロム化合物  
シアン化合物  
鉛及びその化合物  
ほう素及びその化合物

水大気環境課

### 長野県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

その関係図面は、告示の日から令和7年12月15日まで一般の縦覧に供します。

令和7年12月1日

長野県知事 阿部 守一